

只木ゼミ後期第8問（最判平成元年7月7日、最判平成21年7月13日）

Xは平成21年10月20日午前5時ごろ、八王子市内の鉄筋コンクリート造陸屋根12階建てマンション内に設置されたエレベーター(積載量600キログラム、9人乗り)内で、エレベーターのかごに燃え移るかもしれないと認識しながら、ライターで新聞紙に点火し、これを上記エレベーターのかごの床におかれたガソリンのしみこんだ新聞紙に投げつけて火を放ち、上記エレベーターのかごの側壁に燃え移らせて、その側壁化粧鋼板表面の難燃性の化粧シートの一部を焼失させた。この燃焼によってエレベーター内の蛍光灯が破損し、化粧シートが溶解、気化したことにより煙が発生したが、エレベーターのかごや化粧鋼板自体は燃焼しなかった。また上記エレベーターは、その四方を鉄筋コンクリートで覆われている。

Xはまた、かねてより交通違反により警察に検挙されており、本件放火事件の捜査の進展状況への興味も伴って、所轄の警察署の捜査車両の車種やナンバーを確認しようと、平成21年11月1日午後3時ごろ、警視庁八王子警察署東側塀の上によじ上り、塀の上部に立って、同警察署の中庭を見ていたところ、これを現認した警察官に逮捕された。同警察署は外部からの立ち入りが制限されており、唯一外部の者が出入りできる正面出入口についても「許可なく関係者以外の立ち入りはお断りします。入庁される場合は受付へお越しください」などと記載された掲示板が掲げられ、受付のカウンター内では常時職員が受付業務に従事し、入庁者の動静を注視する体制が取られていた。本件塀は、高さ約2.4m、幅約22cmのコンクリート製で、庁舎建物との距離は約3.6m離れており、本件庁舎建物および中庭への外からの交通を制限し、塀の外側から内部をのぞき見ることができないような構造となっている。

Xの罪責を述べよ。(但し、特別法は検討しなくてよい。)